

■【学生納付特例】新型コロナウイルス感染症による臨時特例措置が延長されます

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などにより所得が相当程度まで下がった場合の臨時特例措置による国民年金保険料学生納付特例の申請手続きが、令和 3 年度に引き続き令和 4 年度についても延長されています。

令和 4 年度学生納付特例申請の受付開始日は、令和 4 年 4 月 1 日となります。

詳細は、下記のURLから日本年金機構ホームページをご確認ください。

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2022/202203/0401.html>